

平成29年2月24日

尾北支部 会員 各位

愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 伊代田 誠 二

お 知 ら せ

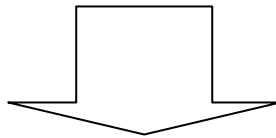
(隣接地承諾書「江南市」)

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、先月31日に佐藤副支部長と共に江南市農業委員会事務局を訪れ、農地転用申請の際、提出を求められている「隣接地承諾書」について、「隣接地の現況が農地でない場合等」の取扱いに関して、下記のような要望書を提出しました。

<要望の内容>

1. 現況が農地でない場合は、地目が農地であっても承諾書の添付を不要とする。
2. 所有者が遠方に居住するため、休耕地（草生え等）となっている場合は、郵送等により農地転用の申請を行う旨の通知をすれば承諾の添付を不要とする。



今月21日の江南市農業委員会総会におきまして上記の要望が諮られ、その結果、今後の取扱いについて、農業委員会事務局担当者より下記の取扱いとする旨の回答がございましたので、お知らせします。

<今後の取扱い>

上記1について、現況が明らかに農地ではない場合は、地目が農地であっても承諾書の添付を不要とする。但し、草生え程度で容易に農地に復帰できるような場合は添付を要する。(微妙なケースは個別に判断する)

上記2について、遠方に居住する所有者にもこれまで通り承諾書の添付を求める。但し、承諾書が貰えない場合は、郵送等の経緯を記載した書面の提出で可とする。